

神戸市マンション耐震化促進事業補助金交付要綱

令和2年4月10日 建築住宅局長決定

(最終改定 令和8年4月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、マンション耐震化促進事業に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション耐震化促進事業 マンションの耐震性能に係る耐震診断、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事の費用の一部を補助することで、マンションの地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図る事業をいう。
- (2) 住宅 一つの世帯が独立して生活を営むことができるよう、次に掲げる室、設備等の全てを有する建物又は建物の一部のことをいう。
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下同じ。）の炊事用流し（台所）
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口
- (3) マンション 複数の住宅が一棟に建築されたもので、廊下・階段などの複数世帯が使う共用部分を有するもののうち、次に掲げる全てを満たすものをいう。
 - ア 耐火建築物又は準耐火建築物であること
 - イ 主要部の構造が、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること
 - ウ 延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上であること
- (4) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（2025年改訂版、2011年改訂版）による耐震診断
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」（2017年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断
 - ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」（2009年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断
 - エ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断
 - オ 上記アからエに掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (5) 耐震基準 マンションの耐震性について、別表アに定める基準をいう
- (6) 精密診断 第4号に規定する耐震診断及び第11号に規定する建築物耐震評価者による耐震診断の結果に関する評価・判定等をいう。

- (7) 耐震改修計画策定 マンションの耐震性向上のために行う、耐震基準を満たす改修計画の策定、補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積の作成、第11号に規定する建築物耐震評価者による耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等をいう。
- (8) 耐震改修工事 マンションの耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、次に掲げるものをいい、カのみによる工事を除く。
- ア 基礎、柱、はり及び壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）
 - イ 屋根を軽量化する工事
 - ウ 床面の剛性を高める工事
 - エ 次号に規定するひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は別表イに掲げる工法に該当するものとして市長が認めるものによる工事
 - オ 減築工事（減築後のマンションにおいても第3号に規定するマンションとなるものに限る。）
 - カ 第10号に規定する附帯工事
- (9) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法 平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。
- (10) 附帯工事 次に掲げる工事とする。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。
- ア 補強する壁等の部位（以下「補強箇所」という。）の周囲91センチメートルの範囲内における外壁の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事
 - イ 補強箇所が含まれる室における内壁、天井及び床の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事に並びに当該部分の断熱工事
 - ウ マンションの耐震性向上に係る工事に伴い必要となる次の工事
 - (ア) 建具の取替え工事
 - (イ) 配管又は配線の切替え工事
 - (ウ) 既存の住宅設備機器等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取外し及び再取付けに係る工事
 - エ 屋根を軽量化する工事に伴い実施する下地材及び樋の取替え工事
 - オ 腐朽等のある部分の取替え工事
 - カ 劣化の改善となる工事
- (11) 建築物耐震評価者 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等を行う委員会をいう。）を設置しているもの
 - イ 建築基準法第20条第1項第1号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通大臣が指定する団体
 - ウ 建築物の地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力について、上記イに掲げる団体と同等以上の能力を有すると市長が認めるもの
- (12) マンション管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (13) 国又は地方公共団体に関連する法人
- ア 次のいずれかに該当する法人をいう。
 - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項から第3項までに定める法人又はそれに準じる法人

(イ) 国が資本金、基本金その他これらに準ずるものの50%以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

イ 国又は地方公共団体に関連する法人から50%以上の出資を受けている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、国又は地方公共団体に関連する法人とみなす。

(14) 補助事業者 第7条に規定する補助金交付決定通知を受けて、当該補助の対象となる事業等(以下「補助事業」という。)を行う、マンション管理組合及びマンションの所有者をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表1から3に掲げるとおりとする。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、同一の補助金については、一の補助事業の対象につき、原則として、1回限りとする。ただし、市長が必要であると認めるものについては、この限りではない。

(対象となるマンションの要件等)

第4条 補助事業の対象となるマンションは、次の各号すべてに適合するものとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(1) 神戸市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工されたマンション(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。)であること

(2) 神戸市マンション管理の適正化の推進に関する要綱(令和2年12月22日、建築住宅局長決定)第4条の届出の対象となるマンションは、同条の規定による届出を行っていること

(3) 原則として、現況において、特定行政庁から建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条に規定する措置が命じられているものでないこと

(4) 原則として、建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築されたものでないこと

2 耐震診断は、建築士法第2条第1項に規定する建築士が行うものであること。

3 前項の建築士は、建築士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務しているものであること。ただし、同法第23条に規定する登録が不要である場合にあっては、この限りでない。

(補助事業の事前協議)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「交付申請者」という。)は、当該補助金の申請に先立って、事前協議書(様式第1号)に市長が別に定める書類を添えて市長に提出し、補助事業について必要な協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。

2 市長は、事前協議を受け付けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付の申請をさせることができる。

(交付申請)

第6条 交付申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書(様式第2号)に市長が別に定める書類を添えて、正本及び副本を、当該補助事業等を実施しようとする年度の12月15日(当該日が閉庁日の場合は、翌開庁日)までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第4号）

(2) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、第1項の通知が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

（現場検査）

第8条 市長は、耐震改修工事の補助事業において、工程を指定し、現場検査を実施することができる。

2 市長は、前項の検査を行った結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、適切に行われるよう補助事業者に指導する。この場合において、市長は、補助事業者が指導に従わない場合は、交付決定を取り消すことができる。

3 市長は、市長がやむを得ない事情と認めた場合以外に、補助事業者が第1項の検査の実施を拒んだ場合は、交付決定を取り消すことができる。

（軽微な変更）

第9条 補助事業者は、軽微な変更を行おうとするときは、軽微な変更届（様式第5号）を市長に届け出ることができる。

2 軽微な変更とは、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

(1) 交付決定額の変更

(2) その他市長が認めるもの

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第6号）に、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）に、市長が別に定める書類のうち変更に係るものを添えて、正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更通知書（様式第8号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第11条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするとき又は第7条の交付決定に係る市の会計年度が終了するときは、補助事業実績報告書兼請求書（様式第10号）又は補助事業実績報告書（様式第11号）に市長が別に定める書類を添えて、正本及び副本を、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知があった日の

属する年度の2月末日（当該日が閉庁日の場合は、翌開庁日）のいずれか早い日まで（第13条第2項に規定する全体設計の承認を受けた補助事業の場合、完了年度以外の年度にあつては3月31日）に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

（交付額の確定）

第12条 市長は、前条の提出を受けたときは、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行う。市長が特に必要と認めた場合は、補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知することができる。

（全体設計の承認）

第13条 交付申請者は、耐震改修工事の補助事業に限り、やむを得ない理由により補助事業の実施期間が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書（様式第13号）に、市長が別に定める書類を添えて、正本及び副本を市長に提出することができる。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- 2 市長は、全体設計承認申請書を受領し、審査の上適当と認めたときは、当該全体設計を承認し、全体設計承認通知書（様式第14号）により、全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者が、承認を受けた内容を変更する場合は、全体設計承認変更申請書（様式第15号）に、第1項の市長が別に定める書類のうち変更にかかる書類を添えて、正本及び副本を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、全体設計承認変更申請書を受領し、審査の上適当と認めたときは、当該変更を承認し、全体設計変更承認通知書（様式第16号）により、全体設計の変更承認を申請した者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 第11条に規定する補助事業実績報告書（様式第11号）を提出した補助事業者は、補助金請求書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項又は第11条に規定する補助事業実績報告書兼請求書（様式第10号）による請求があつたときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。
- 3 補助事業者は、第1項又は第11条に規定する補助事業実績報告書兼請求書（様式第10号）による補助金の請求について、耐震改修工事に対する補助金に限り、工事業者等に補助金の受領を委任することができる。

（是正命令等）

第15条 市長は、補助事業の完了に係る第11条の実績報告があつた場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、第8条及び補助金規則第19条により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により当該補助事業者に通

知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助事業者に補助金を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第 17 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備えるとともに、収入及び支出について証拠書類を整理し、及び当該補助事業が完了、又は廃止した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(事務の実施)

第 18 条 市長は、補助事業を実施するため、事務の全部又は一部を本市以外のものに委託することができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 10 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 15 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 15 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表ア（第2条第5号関係）

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
(一)	第2条第4号アによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
(二)	第2条第4号イによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は1.0とする
(三)	第2条第4号ウによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は1.0とする
(四)	第2条第4号エによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること
(五)	第2条第4号オによるもの	全て	上記(一)から(五)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること

別表イ（第2条第8号エ、第9号関係）

1	(一財) 日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価された工法又は装置
2	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けた工法又は装置
3	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価された工法又は装置

別表1（第3条関係）

精密診断費補助

補助対象者	補助対象マンションを所有（管理）する者で、次のいずれかに該当する者 (1) マンション管理組合 (2) マンションの所有者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員を除く。）（賃貸等、マンション管理組合が存在しない場合）
補助対象マンション	第4条に掲げる要件を全て満たすマンション
補助対象戸数	次のいずれかに該当する戸数（ただし、国又は地方公共団体に関連する法人が所有している部分及び店舗等の用に供する部分を除く。） (1) マンション管理組合が申請する場合は、補助対象マンションの住戸数 (2) マンション管理組合以外が申請する場合は、補助対象マンションの所有者が所有している住戸数（補助事業の実施について同意を得ているもの）
補助対象経費	補助対象マンションの耐震診断に要する費用 （ただし、国又は地方公共団体に関連する法人が所有している部分及び店舗等の用に供する部分に係る費用は含まないものとする。）
補助金の額	補助対象経費に補助率3分の2を乗じて得た金額又は40千円に補助対象戸数を乗じて得た金額のいずれか低い額（千円未満の端数は切り捨て） また、通常の耐震診断に要する費用以外に、設計図書の復元、耐震診断が適正に行われていることについての建築物耐震評価者による評価取得等の費用（ただし、国又は地方公共団体に関連する法人が所有している部分及び店舗等の用に供する部分に係る費用は含まず、1,570千円を限度とする。）に補助率を乗じて得た金額を加算することができる。

別に定める書類 1 (第5、6、10、11条関係)

精密診断費補助

関係条項	内 容
<p>第5条第1項 (事前協議)</p>	<p>1 マンションの所有者が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本 (1) マンションの登記事項証明書 (2) その他マンションの所有者を証明する書類</p> <p>2 マンションの建築年月が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本 (1) マンションの登記事項証明書 (2) マンションの固定資産課税台帳登録事項証明書(建築年月が記載されたもの) (3) 建築計画概要書、検査済証等その他マンションの建築年を証明する書類</p> <p>3 マンションの現況等に係る図書 (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図又は間取り図 (4) 立面図 (5) 外観の写真</p> <p>4 補助金算定書(様式第19号-1) 5 精密診断費の見積書(写) 6 申請者又は代表申請者の本人確認書類 7 収支予算書(様式第20号)</p> <p>(申請者がマンション管理組合である場合)</p> <p>8 次に掲げる書類 (1) 神戸市マンション耐震化促進事業補助金交付申請及び工事の実施に関する証書(様式第21号) (2) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>(申請者がマンション管理組合以外の場合)</p> <p>9 所有者全員の誓約書(様式第22号)</p> <p>(店舗等併用マンションである場合)</p> <p>10 店舗等の部分の床面積が分かる求積図・求積表</p> <p>(代理人が申請手続きを行う場合)</p> <p>11 代理人の建築士免許証又は建築士免許証明書等(写)</p> <p>12 その他市長が定める書類</p>
<p>第6条 (交付申請)</p>	<p>事前協議書および添付書類一式</p>
<p>第10条第1項 (変更承認申請)</p>	<p>第6条関係の各添付書類に準じる。</p>
<p>第11条 (実績報告兼請求)</p>	<p>1 耐震診断報告書(様式第23号-1) 2 耐震診断結果の建築物耐震評価者による評価書(写) 3 精密診断に係る契約書等及び領収書等(写) 4 収支決算書(様式第24号)</p> <p>(代理人と耐震診断者が異なる場合)</p> <p>5 耐震診断者の建築士免許証又は建築士免許証明書(写)</p> <p>6 その他市長が定める書類</p> <p>※変更がある場合は、変更に係る書類を提出すること。</p>

別表2（第3条関係）

計画策定費補助

補助対象者	<p>補助対象マンションを所有（管理）する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) マンション管理組合</p> <p>(2) マンションの所有者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員を除く。）（賃貸等、マンション管理組合が存在しない場合）</p>								
補助対象マンション	<p>第4条に加え、次に掲げる要件を満たすマンション</p> <p>耐震診断の結果、別表アの耐震基準を満たさないもの（ただし、診断結果について建築物耐震評価者による評価を受けていること。）</p>								
補助対象面積	<p>次のいずれかに該当する面積（ただし、国又は地方公共団体に関連する法人が所有している部分及び店舗等の用に供する部分を除く。）</p> <p>(1) マンション管理組合が申請する場合は、補助対象マンションの延べ面積</p> <p>(2) マンション管理組合以外が申請する場合は、補助対象マンションの所有者が所有している延べ面積（補助事業の実施について同意を得ているもの）</p>								
補助対象経費	<p>補助対象マンションの耐震改修計画策定に要する費用（ただし、国又は地方公共団体に関連する法人が所有している部分及び店舗等の用に供する部分に係る費用は含まないものとする。）</p>								
補助金の額	<p>補助対象経費に補助率3分の2を乗じて得た金額又は下表の面積区分ごとの単価を乗じて得た額（以下、補助限度額という。）を合計した金額のいずれか低い額（千円未満の端数は切り捨て）</p> <p>また、通常の耐震改修計画策定に要する費用以外に、設計図書の復元、耐震改修計画が適正に行われていることについての建築物耐震評価者による評価取得等の費用（ただし、国又は地方公共団体に関連する法人が所有している部分及び店舗等の用に供する部分に係る費用は含まず、1,570千円を限度とする。）に補助率を乗じて得た金額を加算することができる。</p> <p><補助限度額></p> <table border="1" data-bbox="276 1227 1493 1384"> <thead> <tr> <th>面積区分</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 m²以下の部分</td> <td>2,400 円/m²</td> </tr> <tr> <td>1,000 m²を超えて2,000 m²以下の部分</td> <td>1,000 円/m²</td> </tr> <tr> <td>2,000 m²を超える部分</td> <td>700 円/m²</td> </tr> </tbody> </table>	面積区分	単価	1,000 m ² 以下の部分	2,400 円/m ²	1,000 m ² を超えて2,000 m ² 以下の部分	1,000 円/m ²	2,000 m ² を超える部分	700 円/m ²
面積区分	単価								
1,000 m ² 以下の部分	2,400 円/m ²								
1,000 m ² を超えて2,000 m ² 以下の部分	1,000 円/m ²								
2,000 m ² を超える部分	700 円/m ²								
その他の事項	<p>1 耐震改修計画が適正に策定されていることについて、建築物耐震評価者によって、評価を受けているものとする。</p> <p>2 策定される耐震改修計画は、別表アの耐震基準を満たすものであることを確認できること。</p> <p>3 補助対象マンションの耐震改修計画の策定に要する費用には、耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も含む。</p>								

計画策定費補助

関係条項	内 容
第5条第1項 (事前協議)	<ol style="list-style-type: none"> 1 マンションの所有者が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本 <ol style="list-style-type: none"> (1) マンションの登記事項証明書 (2) その他マンションの所有者を証明する書類 2 マンションの建築年月が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本 <ol style="list-style-type: none"> (1) マンションの登記事項証明書 (2) マンションの固定資産課税台帳登録事項証明書(建築年月が記載されたもの) (3) 建築計画概要書、検査済証等その他マンションの建築年を証明する書類 3 マンションの現況等に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図又は間取り図 (4) 外観の写真 (5) 補助対象面積の算定の基礎となる求積図・求積表 4 耐震診断結果の建築物耐震評価者による評価書(写) 5 補助金算定書(様式第19号-2) 6 耐震改修計画策定費の見積書(写) 7 申請者又は代表申請者の本人確認書類 8 収支予算書(様式第20号) <p>(申請者がマンション管理組合である場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> 9 次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 神戸市マンション耐震化促進事業補助金交付申請及び工事の実施に関する証書(様式第21号) (2) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 <p>(申請者がマンション管理組合以外の場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> 10 所有者全員の誓約書(様式第22号) <p>(店舗等併用マンションである場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> 11 店舗等の部分の床面積が分かる求積図・求積表 <p>(代理人が申請手続きを行う場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> 12 代理人の建築士免許証又は建築士免許証明書等 <ol style="list-style-type: none"> 13 その他市長が定める書類
第6条 (交付申請)	事前協議書および添付書類一式
第10条第1項 (変更承認申請)	第6条関係の各添付書類に準じる。
第11条 (実績報告兼請求)	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修工事費の見積書(写) 2 耐震診断報告書(様式第23号-2) 3 耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 配置図 (2) 平面図(改修前後) (3) 立面図(改修前後) (4) その他耐震改修計画の内容が確認できる図書 4 耐震改修計画策定に係る契約書等及び領収書等(写) 5 収支決算書(様式第24号) 6 耐震改修計画の建築物耐震評価者による評価書(写) <p>(代理人と計画策定者が異なる場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 計画策定者の建築士免許証又は建築士免許証明書(写) <ol style="list-style-type: none"> 8 その他市長が定める書類 <p>※変更がある場合は、変更に係る書類を提出すること。</p>

別表3（第3条関係）

工事費補助

補助対象者	補助対象マンションを所有（管理）する者で、次のいずれかに該当する者 (1) マンション管理組合である場合 (2) マンションの所有者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員を除く。）（賃貸等、マンション管理組合が存在しない場合）
補助対象マンション	第4条に加え、次に掲げる要件を満たすマンション 耐震診断の結果、別表アの耐震基準を満たさないもの（ただし、診断結果について建築物耐震評価者による評価を受けていること。
補助対象面積	次のいずれかに該当する面積（ただし、国又は地方公共団体に関連する法人が所有している部分及び店舗等の用に供する部分を除く。） (1) マンション管理組合が申請する場合は、補助対象マンションの延べ面積 (2) マンション管理組合以外が申請する場合は、補助対象マンションの所有者が所有している延べ面積（補助事業の実施について同意を得ているもの）
補助対象経費	補助対象マンションの耐震改修工事に要する費用及び工事監理に要する費用（ただし、国又は地方公共団体に関連する法人が所有している部分及び店舗等の用に供する部分に係る費用は含まないものとする。）
補助金の額	補助対象経費に補助率2分の1を乗じて得た金額、補助対象面積に5,000円を乗じて得た金額又は13,500万円のいずれか低い額（千円未満の端数は切り捨て）
その他の事項	1 耐震改修計画が適正に策定されていることについて、建築物耐震評価者による評価を受けることを要する。なお、建築物耐震評価者による評価を受けることに要する費用は、補助対象経費には含まれないものとする。 2 耐震改修工事の結果、別表アの耐震基準を満たしていることを確認できること。

別に定める書類3（第5、6、10、11、13条関係）

工事費補助

関係条項	内 容
第5条第1項 (事前協議)	<p>1 マンションの所有者が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本</p> <p>(1) マンションの登記事項証明書</p> <p>(2) その他マンションの所有者を証明する書類</p> <p>2 マンションの建築年月が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本</p> <p>(1) マンションの登記事項証明書</p> <p>(2) マンションの固定資産課税台帳登録事項証明書(建築年月が記載されたもの)</p> <p>(3) 建築計画概要書、検査済証等その他マンションの建築年を証明する書類</p> <p>3 マンションの現況等に係る図書</p> <p>(1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 外観の写真</p> <p>(4) 補助対象面積の算定の基礎となる求積図・求積表</p> <p>4 耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 平面図(耐震改修前後)</p> <p>(2) 立面図(耐震改修前後)</p> <p>(3) その他耐震改修工事の内容が確認できる書類</p> <p>5 耐震診断報告書(様式第23号-2)</p> <p>6 耐震診断結果・耐震改修計画の建築物耐震評価者による評価書(写)</p> <p>7 補助金算定書(単年度事業の場合:様式第19号-3①、複数年度にわたる事業の場合:様式第19号-3②)</p> <p>8 補助事業のスケジュールが確認できる書類(工程表など)</p> <p>9 耐震改修工事費・工事監理費(補助対象に含める場合のみ)の見積書(写)</p> <p>10 収支予算書(様式第20号)</p> <p>11 申請者又は代表申請者の本人確認書類 (申請者がマンション管理組合である場合)</p> <p>12 次に掲げる書類</p> <p>(1) 神戸市マンション耐震化促進事業補助金交付申請及び工事の実施に関する証書(様式第21号)</p> <p>(2) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 (申請者がマンション管理組合以外の場合)</p> <p>13 所有者全員の誓約書(様式第22号) (店舗等併用マンションである場合)</p> <p>14 店舗等の部分の床面積が分かる求積図・求積表 (代理人が申請手続きを行う場合)</p> <p>15 代理人の建築士免許証又は建築士免許証明書等(写) (工事監理費を補助対象経費に含める場合)</p> <p>16 工事監理者の建築士免許証又は建築士免許証明書(写) (代理人と計画策定者が異なる場合)</p> <p>17 計画策定者の建築士免許証又は建築士免許証明書(写) (改修工事(増改築含む)に建築確認が必要な場合)</p> <p>18 改修工事に係る建築確認済証(写)</p> <p>19 その他市長が定める書類</p>
第6条 (交付申請)	事前協議書および添付書類一式
第10条第1項 (変更承認申請)	第6条関係の各添付書類に準じる。
第11条 (実績報告兼請求)	<p>1 耐震改修工事実施確認書(様式第25号)</p> <p>2 工事の実施が確認できる写真</p> <p>3 耐震改修工事・工事監理(補助対象に含める場合のみ)に係る契約書等及び領収書等(写)</p> <p>4 収支決算書(様式第24号)</p> <p>5 その他市長が定める書類</p> <p>※変更がある場合は、変更に係る書類を提出すること。</p>

第13条第1項 (全体設計の承認)	1 理由書 2 補助事業のスケジュールが確認できる書類 3 補助金算定書 (様式第19号-3②) 4 収支予算書 (様式第20号) 5 神戸市マンション耐震化促進事業補助金交付申請及び工事の実施に関する証書 (様式第21号)
----------------------	--